

# 施設機械設備等標準歩掛読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>施設機械設備等標準歩掛の制定について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     平成 12 年 9 月 22 日 12 設計第 978 号                      農政部長から各支庁長あて                 </div> <p style="text-align: center; color: red;">一部改正 令和 5 年（2023 年）10 月 20 日事調第 764 号</p> <p>図書表紙                      図書名称：北海道農政部農村振興局事業調整課 施設機械関係積算資料</p> <p>制定通知文  <u>本通知文「施設機械設備等標準歩掛」の制定について（平成 12 年 9 月 22 日付け設計第 978 号）を適用。</u></p> <p>施設機械設備等標準歩掛</p> <p><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>第 1 目的                      本標準歩掛は、施設機械設備等価格積算要領の第 3 の 3 に基づく材料費、機器単体費、労務費、塗装費、直接経費及び輸送費について必要な事項を定めることにより、請負工事の工事価格の算定を適正にすることを目的とする。</p> <p>第 2 適用範囲 【 略 】</p> <p>第 3 歩掛  <u>施設機械設備等標準歩掛（以下「標準歩掛」という。）は、各章のとおりとする。</u></p> <p><b>第 2 章 用排水ポンプ設備</b></p> <p>第 1 適用範囲 【 略 】</p> <p>第 2 直接製作費</p> <p>1 材料費</p> <p>1-1 材料費構成                      【 略 】</p> <p>1-2 主要部材費                      (1) 【 略 】                      (2) 主要部材単価は、「施設機械設備等価格積算要領」直接材料費に準ずる。</p> <p>1-3 副部材費 ～ 1-8 立軸軸流・斜流ポンプの原動機（減速機）架台全部材所要量 【 略 】</p> <p>2 機器単体費 ～ 5 直接経費 【 略 】</p> <p>第 3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>1-1 輸送費                      【 略 】</p> <p>【 表-2・3・1 輸送費（円） 省略 】</p> <p>(注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、<u>想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費（円）は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 【 略 】</p> <p>3 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【 略 】</p> <p>2 材料費 ～ 5 直接経費 【 略 】</p> <p><b>第 3 章 水門設備</b></p> <p>第 1 河川・水路用水門設備</p> <p>1 適用範囲 【 略 】</p>	<p>土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     平成 12 年 3 月 24 日 12 構改 D 第 239 号                      構造改善局長から各地方農政局長あて                 </div> <p style="text-align: center; color: red;">一部改正 令和 5 年 3 月 24 日 4 農振第 3454 号</p> <p>図書表紙                      図書名称：農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）</p> <p>制定通知文  <u>「土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）について（平成 12 年 3 月 24 日 12 構改 D 第 239 号構造改善局長から各地方農政局長あて最終改正 令和 5 年 3 月 24 日 4 農振第 3454 号）」</u>  <u>土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）</u></p> <p><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>第 1 目的                      本標準歩掛は、土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号構造改善局長通知。以下「積算基準（施設機械）」という。）の第 3 の 3 に基づく材料費、機器単体費、労務費、塗装費、直接経費及び輸送費について必要な事項を定めることにより、請負工事の工事価格の算定を適正にすることを目的とする。</p> <p>第 2 適用範囲 【 略 】</p> <p>第 3 歩掛  <u>施設機械工事標準歩掛は、次のとおりとする。</u></p> <p><b>第 2 章 用排水ポンプ設備</b></p> <p>第 1 適用範囲 【 略 】</p> <p>第 2 直接製作費</p> <p>1 材料費</p> <p>1-1 材料費構成                      【 略 】</p> <p>1-2 主要部材費                      (1) 【 略 】                      (2) 主要部材単価は、「積算基準（施設機械）」直接材料費に準ずる。</p> <p>1-3 副部材費 ～ 1-8 立軸軸流・斜流ポンプの原動機（減速機）架台全部材所要量 【 略 】</p> <p>2 機器単体費 ～ 5 直接経費 【 略 】</p> <p>第 3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>1-1 輸送費                      【 略 】</p> <p>【 表-2・3・1 輸送費（円） 省略 】</p> <p>(注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、輸送費（円）は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【 略 】</p> <p>3 工事場所が<u>沖縄、離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【 略 】</p> <p>2 材料費 ～ 5 直接経費 【 略 】</p> <p><b>第 3 章 水門設備</b></p> <p>第 1 河川・水路用水門設備</p> <p>1 適用範囲 【 略 】</p>	<p style="color: red;">※読替対照表 の変更箇所 は朱書で記 載</p> <p style="color: red;">一部改正通知 の文書変更</p>

## 施設機械設備等標準歩掛読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考																																												
<p>2 直接製作費</p> <p>2-1 材料費</p> <p>(1) 材料費構成</p> <p>【 略 】</p> <p>(2) 主要部材費</p> <p>ア 【 略 】</p> <p>イ 主要部材所要量の算定及び部材単価は、「施設機械設備等価格積算要領」直接材料費に準ずる。</p> <p>ウ 【 略 】</p> <p>(3) 副部材費 ～ (5) 製作補助材料費 【 略 】</p> <p>2-2 機器単体費 ～ 2-5 直接経費 【 略 】</p> <p>3 直接工事費</p> <p>3-1 輸送費 【 略 】</p> <p>【 表-3・1・16 輸送費 省略 】</p> <p>(注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、<u>想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。</u>また、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【 略 】</p> <p>3 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【 略 】</p> <p>3-2 材料費 ～ 3-4 現場塗装費 【 略 】</p> <p>3-5 直接経費</p> <p>(1) ～ (3) 【 略 】</p> <p>(4) 組立架台</p> <p>組立架台の経費は、次式による。</p> <p>組立架台経費＝基礎価格（円）×損料率（％）</p> <p>組立架台の基礎価格及び損料率は、表-3・1・25を標準とする。</p> <p style="text-align: right;">表-3・1・25 組立架台基礎価格及び損料率 (%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">基礎価格</th> <th rowspan="3">一般管理費率等</th> <th rowspan="3">損料率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">直接製作費</th> <th colspan="2">間接製作費</th> </tr> <tr> <th>材料費</th> <th>労務費</th> <th>間接労務費率</th> <th>工場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組立架台</td> <td>所要量を積上げ</td> <td>「第6章 鋼製付属設備」による製作工数に賃金を乗じて算出する。</td> <td>「施設機械設備等価格積算要領」表-3・3 間接労務費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。</td> <td>「施設機械設備等価格積算要領」表-3・4 工場管理費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。</td> <td style="text-align: center;">14%</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1～3 【 略 】</p> <p>(5) 二次コンクリート及び型枠費 【 略 】</p> <p>3-6 試運転費 【 略 】 ～ 4-3 機械経費 【 略 】</p> <p>第2 ダム用水門設備</p> <p>1 適用範囲 【 略 】</p> <p>2 直接製作費</p> <p>2-1 材料費</p> <p>(1) 材料費構成</p> <p>【 略 】</p> <p>(2) 主要部材費</p> <p>ア 【 略 】</p> <p>イ 主要部材の所要量の算定及び所要部材単価は、「施設機械設備等価格積算要領」直接材料費に準ずる。</p> <p>ウ～オ 【 略 】</p> <p>(3) 副部材費 ～ (6) 据付架台の材料費の算出 【 略 】</p> <p>2-2 機器単体費 ～ 2-6 直接経費 【 略 】</p> <p>3 直接工事費</p>	区分	基礎価格				一般管理費率等	損料率	直接製作費		間接製作費		材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率	組立架台	所要量を積上げ	「第6章 鋼製付属設備」による製作工数に賃金を乗じて算出する。	「施設機械設備等価格積算要領」表-3・3 間接労務費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。	「施設機械設備等価格積算要領」表-3・4 工場管理費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。	14%	30%	<p>2 直接製作費</p> <p>2-1 材料費</p> <p>(1) 材料費構成</p> <p>【 略 】</p> <p>(2) 主要部材費</p> <p>ア 【 略 】</p> <p>イ 主要部材所要量の算定及び部材単価は、「積算基準（施設機械）」直接材料費に準ずる。</p> <p>ウ 【 略 】</p> <p>(3) 副部材費 ～ (5) 製作補助材料費 【 略 】</p> <p>2-2 機器単体費 ～ 2-5 直接経費 【 略 】</p> <p>3 直接工事費</p> <p>3-1 輸送費 【 略 】</p> <p>【 表-3・1・16 輸送費 省略 】</p> <p>(注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【 略 】</p> <p>3 工事場所が沖繩、離島の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【 略 】</p> <p>3-2 材料費 ～ 3-4 現場塗装費 【 略 】</p> <p>3-5 直接経費</p> <p>(1) ～ (3) 【 略 】</p> <p>(4) 組立架台</p> <p>組立架台の経費は、次式による。</p> <p>組立架台経費＝基礎価格（円）×損料率（％）</p> <p>組立架台の基礎価格及び損料率は、表-3・1・25を標準とする。</p> <p style="text-align: right;">表-3・1・25 組立架台基礎価格及び損料率 (%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">基礎価格</th> <th rowspan="3">一般管理費率等</th> <th rowspan="3">損料率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">直接製作費</th> <th colspan="2">間接製作費</th> </tr> <tr> <th>材料費</th> <th>労務費</th> <th>間接労務費率</th> <th>工場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組立架台</td> <td>所要量を積上げ</td> <td>「第6章 鋼製付属設備」による製作工数に賃金を乗じて算出する。</td> <td>「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」表-3・3 間接労務費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。</td> <td>「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」表-3・4 工場管理費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。</td> <td style="text-align: center;">14%</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1～3 【 略 】</p> <p>(5) 二次コンクリート及び型枠費 【 略 】</p> <p>3-6 試運転費 【 略 】 ～ 4-3 機械経費 【 略 】</p> <p>第2 ダム用水門設備</p> <p>1 適用範囲 【 略 】</p> <p>2 直接製作費</p> <p>2-1 材料費</p> <p>(1) 材料費構成</p> <p>【 略 】</p> <p>(2) 主要部材費</p> <p>ア 【 略 】</p> <p>イ 主要部材の所要量の算定及び所要部材単価は、「積算基準（施設機械）」直接材料費に準ずる。</p> <p>ウ～オ 【 略 】</p> <p>(3) 副部材費 ～ (6) 据付架台の材料費の算出 【 略 】</p> <p>2-2 機器単体費 ～ 2-6 直接経費 【 略 】</p> <p>3 直接工事費</p>	区分	基礎価格				一般管理費率等	損料率	直接製作費		間接製作費		材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率	組立架台	所要量を積上げ	「第6章 鋼製付属設備」による製作工数に賃金を乗じて算出する。	「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」表-3・3 間接労務費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。	「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」表-3・4 工場管理費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。	14%	30%	
区分		基礎価格						一般管理費率等	損料率																																					
		直接製作費		間接製作費																																										
	材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率																																										
組立架台	所要量を積上げ	「第6章 鋼製付属設備」による製作工数に賃金を乗じて算出する。	「施設機械設備等価格積算要領」表-3・3 間接労務費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。	「施設機械設備等価格積算要領」表-3・4 工場管理費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。	14%	30%																																								
区分	基礎価格				一般管理費率等	損料率																																								
	直接製作費		間接製作費																																											
	材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率																																										
組立架台	所要量を積上げ	「第6章 鋼製付属設備」による製作工数に賃金を乗じて算出する。	「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」表-3・3 間接労務費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。	「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」表-3・4 工場管理費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。	14%	30%																																								

## 施設機械設備等標準歩掛読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考																																												
<p>3-1 輸送費 【 略 】                      【 表-3・2・25 輸送費 省略 】                      (注)1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とする。なお、<u>想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。</u>                      (注)2 【 略 】                      (注)3 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。                      (注)4 【 略 】                      3-2 材料費 ～ 3-5 取替工数 【 略 】                      3-6 直接経費                      (1) 機械経費 【 略 】                      (2) クレーン標準運転日数 【 略 】                      (3) 電気溶接機標準運転日数 【 略 】                      (4) 組立架台                      組立架台の経費は、次式による。                      組立架台経費=基礎価格 × 損料率                      基礎価格及び損料率は、表-3・2・35のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表-3・2・34 組立架台の基礎価格及び損料率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">基礎価格</th> <th rowspan="3">一般管理費率等</th> <th rowspan="3">損料率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">直接製作費</th> <th colspan="2">間接製作費</th> </tr> <tr> <th>材料費</th> <th>労務費</th> <th>間接労務費率</th> <th>工場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組立架台</td> <td>所要量を積上げ</td> <td>「第6章鋼製付属設備 適用区分D」による製作工数に賃金を乗じて算出する。</td> <td>「施設機械設備等価格積算要領 表-3・3 間接労務費率(ダム用水門設備)」を適用する。</td> <td>「施設機械設備等価格積算要領 表-3・4 工場管理費率(ダム用水門設備)」を適用する。</td> <td style="text-align: center;">14%</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1～3 【 略 】                      3-7 試運転費 【 略 】                      第3 ゴム引布製起伏ゲート設備                      1 適用範囲 【 略 】                      2 直接製作費 【 略 】                      3 直接工事費                      3-1 輸送費 【 略 】                      【 表-3・3・4 輸送費 省略 】                      (注)1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とする。なお、<u>想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。</u>                      2 【 略 】                      3 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。                      4 【 略 】                      3-2 材料費 ～ 3-6 試運転費 【 略 】</p> <p><b>第4章 除塵設備</b>                      第1 適用範囲 【 略 】                      第2 直接製作費                      1 材料費                      1-1 材料費構成 【 略 】                      1-2 主要部材費                      (1) 【 略 】</p>	区分	基礎価格				一般管理費率等	損料率	直接製作費		間接製作費		材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率	組立架台	所要量を積上げ	「第6章鋼製付属設備 適用区分D」による製作工数に賃金を乗じて算出する。	「施設機械設備等価格積算要領 表-3・3 間接労務費率(ダム用水門設備)」を適用する。	「施設機械設備等価格積算要領 表-3・4 工場管理費率(ダム用水門設備)」を適用する。	14%	30%	<p>3-1 輸送費 【 略 】                      【 表-3・2・25 輸送費 省略 】                      (注)1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とする。なお、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。                      (注)2 【 略 】                      (注)3 工事場所が沖繩、離島の場合は、別途積算する。                      (注)4 【 略 】                      3-2 材料費 ～ 3-5 取替工数 【 略 】                      3-6 直接経費                      (1) 機械経費 【 略 】                      (2) クレーン標準運転日数 【 略 】                      (3) 電気溶接機標準運転日数 【 略 】                      (4) 組立架台                      組立架台の経費は、次式による。                      組立架台経費=基礎価格 × 損料率                      基礎価格及び損料率は、表-3・2・35のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表-3・2・34 組立架台の基礎価格及び損料率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">基礎価格</th> <th rowspan="3">一般管理費率等</th> <th rowspan="3">損料率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">直接製作費</th> <th colspan="2">間接製作費</th> </tr> <tr> <th>材料費</th> <th>労務費</th> <th>間接労務費率</th> <th>工場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組立架台</td> <td>所要量を積上げ</td> <td>「第6章鋼製付属設備 適用区分D」による製作工数に賃金を乗じて算出する。</td> <td>「土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)表-3・3 間接労務費率(ダム用水門設備)」を適用する。</td> <td>「土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)表-3・4 工場管理費率(ダム用水門設備)」を適用する。</td> <td style="text-align: center;">14%</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1～3 【 略 】                      3-7 試運転費 【 略 】                      第3 ゴム引布製起伏ゲート設備                      1 適用範囲 【 略 】                      2 直接製作費 【 略 】                      3 直接工事費                      3-1 輸送費 【 略 】                      【 表-3・3・4 輸送費 省略 】                      (注)1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とする。なお、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。                      2 【 略 】                      3 工事場所が沖繩、離島の場合は、別途積算する。                      4 【 略 】                      3-2 材料費 ～ 3-6 試運転費 【 略 】</p> <p><b>第4章 除塵設備</b>                      第1 適用範囲 【 略 】                      第2 直接製作費                      1 材料費                      1-1 材料費構成 【 略 】                      1-2 主要部材費                      (1) 【 略 】</p>	区分	基礎価格				一般管理費率等	損料率	直接製作費		間接製作費		材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率	組立架台	所要量を積上げ	「第6章鋼製付属設備 適用区分D」による製作工数に賃金を乗じて算出する。	「土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)表-3・3 間接労務費率(ダム用水門設備)」を適用する。	「土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)表-3・4 工場管理費率(ダム用水門設備)」を適用する。	14%	30%	
区分		基礎価格						一般管理費率等	損料率																																					
		直接製作費		間接製作費																																										
	材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率																																										
組立架台	所要量を積上げ	「第6章鋼製付属設備 適用区分D」による製作工数に賃金を乗じて算出する。	「施設機械設備等価格積算要領 表-3・3 間接労務費率(ダム用水門設備)」を適用する。	「施設機械設備等価格積算要領 表-3・4 工場管理費率(ダム用水門設備)」を適用する。	14%	30%																																								
区分	基礎価格				一般管理費率等	損料率																																								
	直接製作費		間接製作費																																											
	材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率																																										
組立架台	所要量を積上げ	「第6章鋼製付属設備 適用区分D」による製作工数に賃金を乗じて算出する。	「土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)表-3・3 間接労務費率(ダム用水門設備)」を適用する。	「土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)表-3・4 工場管理費率(ダム用水門設備)」を適用する。	14%	30%																																								

## 施設機械設備等標準歩掛読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>(2) 主要部材の所要量の算定及び主要部材単価は、「<u>施設機械設備等価格積算要領</u>」直接材料費に準ずる。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>1-3 副部材費 ～ 1-5 製作補助材料費 【略】</p> <p>2 機器単体費 ～ 5 直接経費 【略】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>1-1 輸送費 【略】</p> <p>【表-4・3・1 輸送費 省略】</p> <p>(注)1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とする。なお、<u>想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 【略】</p> <p>3 工事場所が【<u>削除</u>】<u>離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【略】</p> <p>2 材料費 ～ 5 直接経費 【略】</p> <p><b>第5章 ダム管理設備</b></p> <p>第1 適用範囲 【略】</p> <p>第2 直接製作費 【略】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>【略】</p> <p>【表-5・3・1 輸送費 省略】</p> <p>(注)1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とする。なお、<u>想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 【略】</p> <p>3 工事場所が【<u>削除</u>】<u>離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【略】</p> <p>2 材料費 ～ 5 直接経費 【略】</p> <p><b>第6章 鋼製付属設備</b></p> <p>第1 適用範囲 【略】</p> <p>第2 直接製作費</p> <p>1 材料費</p> <p>1-1 材料費の構成</p> <p>【略】</p> <p>1-2 直接部材費</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 直接部材の所要量の算定及び主要部材単価は、「<u>施設機械設備等価格積算要領</u>」直接材料費に準ずる。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>1-3 部品費 ～ 1-4 製作補助材料費 【略】</p> <p>2 機器単体費 ～ 5 直接経費 【略】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>【略】</p> <p>【表-6・3・1 輸送費 省略】</p> <p>(注)1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とする。なお、<u>想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 【略】</p> <p>3 工事場所が【<u>削除</u>】<u>離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【略】</p>	<p>(2) 主要部材の所要量の算定及び主要部材単価は、「<u>積算基準（施設機械）</u>」直接材料費に準ずる。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>1-3 副部材費 ～ 1-5 製作補助材料費 【略】</p> <p>2 機器単体費 ～ 5 直接経費 【略】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>1-1 輸送費 【略】</p> <p>【表-4・3・1 輸送費 省略】</p> <p>(注)1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とする。なお、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 工事場所が<u>沖縄</u>、<u>離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【略】</p> <p>2 材料費 ～ 5 直接経費 【略】</p> <p><b>第5章 ダム管理設備</b></p> <p>第1 適用範囲 【略】</p> <p>第2 直接製作費 【略】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>【略】</p> <p>【表-5・3・1 輸送費 省略】</p> <p>(注)1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とする。なお、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 工事場所が<u>沖縄</u>、<u>離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【略】</p> <p>2 材料費 ～ 5 直接経費 【略】</p> <p><b>第6章 鋼製付属設備</b></p> <p>第1 適用範囲 【略】</p> <p>第2 直接製作費</p> <p>1 材料費</p> <p>1-1 材料費の構成</p> <p>【略】</p> <p>1-2 直接部材費</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 直接部材の所要量の算定及び主要部材単価は、「<u>積算基準（施設機械）</u>」直接材料費に準ずる。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>1-3 部品費 ～ 1-4 製作補助材料費 【略】</p> <p>2 機器単体費 ～ 5 直接経費 【略】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>【略】</p> <p>【表-6・3・1 輸送費 省略】</p> <p>(注)1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とする。なお、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 工事場所が<u>沖縄</u>、<u>離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【略】</p>	

## 施設機械設備等標準歩掛読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>2 材料費 ～ 5 直接経費 【 略 】</p> <p><b>第7章 塗 装 【 略 】</b></p> <p><b>第8章 水管橋</b></p> <p>第1 適用範囲 【 略 】</p> <p>第2 直接製作費</p> <p>1 材料費</p> <p>1-1 材料費構成 【 略 】</p> <p>1-2 部材費</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 部材の所要量の算定及び部材単価は、「<u>施設機械設備等価格積算要領</u>」直接材料費に準ずる。 なお、口径1000mm以下の通水管は既製管単価とする。</p> <p>(3) 【 略 】</p> <p>1-3 部品費 ～ 1-4 製作補助材料費 【 略 】</p> <p>2 機器単体費 ～ 5 直接経費 【 略 】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>【 表-8・3・1 輸送費 省略 】</p> <p>(注)1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、<u>想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 ～ 3 【 略 】</p> <p>4 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。</p> <p>2 材料費 ～ 5 直接経費 【 略 】</p> <p><b>第9章 電気通信設備</b></p> <p>第1 適用範囲 【 略 】</p> <p>1 区分及び構成 【 略 】</p> <p>2 適用条件</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 【 略 】</p> <p>(3) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特記仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。</p> <p>(4) 【 略 】</p> <p>第2 据付歩掛</p> <p>1 共通設備工</p> <p>1-1 配管・配線工</p> <p>(1) 適用範囲 【 略 】</p> <p>(2) 施工概要 施工フロー 【 施工フロー省略 】</p> <p>*1は、「<u>土地改良事業等適用標準歩掛</u>」による。なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。</p> <p>*2 【 略 】</p> <p>*3 【 略 】</p> <p>*4は、「<u>土地改良事業等適用標準歩掛</u>」による。</p> <p>(3) 標準歩掛 【 略 】</p>	<p>2 材料費 ～ 5 直接経費 【 略 】</p> <p><b>第7章 塗 装 【 略 】</b></p> <p><b>第8章 水管橋</b></p> <p>第1 適用範囲 【 略 】</p> <p>第2 直接製作費</p> <p>1 材料費</p> <p>1-1 材料費構成 【 略 】</p> <p>1-2 部材費</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 部材の所要量の算定及び部材単価は、「<u>積算基準（施設機械）</u>」直接材料費に準ずる。 なお、口径1000mm以下の通水管は既製管単価とする。</p> <p>(3) 【 略 】</p> <p>1-3 部品費 ～ 1-4 製作補助材料費 【 略 】</p> <p>2 機器単体費 ～ 5 直接経費 【 略 】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>【 表-8・3・1 輸送費 省略 】</p> <p>(注)1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 ～ 3 【 略 】</p> <p>4 工事場所が沖繩、離島の場合は、別途積算する。</p> <p>2 材料費 ～ 5 直接経費 【 略 】</p> <p><b>第9章 電気通信設備</b></p> <p>第1 適用範囲 【 略 】</p> <p>1 区分及び構成 【 略 】</p> <p>2 適用条件</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 【 略 】</p> <p>(3) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特別仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。</p> <p>(4) 【 略 】</p> <p>第2 据付歩掛</p> <p>1 共通設備工</p> <p>1-1 配管・配線工</p> <p>(1) 適用範囲 【 略 】</p> <p>(2) 施工概要 施工フロー 【 施工フロー省略 】</p> <p>*1は、「<u>土地改良工事標準歩掛（土木工事）</u>」による。なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。</p> <p>*2 【 略 】</p> <p>*3 【 略 】</p> <p>*4は、「<u>土地改良工事標準歩掛（土木工事）</u>」による。</p> <p>(3) 標準歩掛 【 略 】</p>	

## 施設機械設備等標準歩掛読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>1-1-1 配管 ～ 1-3-2 通信・制御ケーブル接続 【略】</p> <p>1-4 光ケーブル敷設工                      (1) 適用範囲 【略】                      (2) 施工概要                      施工フロー                      【施工フロー省略】</p> <p>*1【略】</p> <p>*2は、直接埋設による施工とし、「<u>土地改良事業等適用標準歩掛</u>」による。                      なお、床掘時に舗装がある場合は、取り壊し、舗装復旧を計上する。</p> <p>*3～*6【略】</p> <p>(3) 標準歩掛 【略】</p> <p>1-4-1 光ケーブル配線 ～ 1-4-3 光ケーブル接続 【略】</p> <p>1-5 ハンドホール設置工                      1) 適用範囲                      本作業種別の歩掛は、「<u>施設機械設備等積算関係参考資料第2章 第2 2-2</u> ハンドホール据付」による。</p> <p>1-6 プルボックス設置工 【略】</p> <p>1-7 分電盤設置工                      (1) 適用範囲 【略】                      (2) 施工概要                      施工フロー                      【施工フロー省略】</p> <p>*1は、「<u>土地改良事業等適用標準歩掛</u>」による。</p> <p>*2【略】</p> <p>(3) 標準歩掛 【略】</p> <p>1-7-1 自立型分電盤取付 【略】</p> <p>1-7-2 分電盤取付 【略】</p> <p>1-8 引込柱設置工                      (1) 適用範囲 【略】                      (2) 施工概要                      施工フロー                      【施工フロー省略】</p> <p>*1は、根入れが満足しないなど補強する場合及び、鋼管ポールなどによるベースプレート式の場合とし、「<u>土地改良事業等適用標準歩掛</u>」による。</p> <p>*2【略】</p> <p>*3【略】</p> <p>(3) 標準歩掛 【略】</p> <p>1-8-1 コンクリート柱建柱 ～ 1-8-4 引込設備据付 【略】</p> <p>1-9 通信線柱設置工                      (1) 適用範囲                      【略】                      (2) 施工概要                      施工フロー                      【施工フロー省略】</p> <p>*1【略】</p> <p>*2は、「<u>土地改良事業等適用標準歩掛</u>」による。なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。</p> <p>*3【略】</p> <p>(3) 標準歩掛 【略】</p> <p>1-9-1 コンクリート柱建柱 ～ 1-12 接地設置工 【略】</p> <p>2 受変電設備工 【略】</p> <p>3 電源設備工 【略】</p> <p>4 照明設備工 【略】</p> <p>5 通信設備工（水管理設備工）【略】</p>	<p>1-1-1 配管 ～ 1-3-2 通信・制御ケーブル接続 【略】</p> <p>1-4 光ケーブル敷設工                      (1) 適用範囲 【略】                      (2) 施工概要                      施工フロー                      【施工フロー省略】</p> <p>*1【略】</p> <p>*2は、直接埋設による施工とし、「<u>土地改良工事標準歩掛（土木工事）</u>」による。                      なお、床掘時に舗装がある場合は、取り壊し、舗装復旧を計上する。</p> <p>*3～*6【略】</p> <p>(3) 標準歩掛 【略】</p> <p>1-4-1 光ケーブル配線 ～ 1-4-3 光ケーブル接続 【略】</p> <p>1-5 ハンドホール設置工                      1) 適用範囲                      本作業種別の歩掛は、「<u>土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）第2章 第2 2-2</u> ハンドホール据付」による。</p> <p>1-6 プルボックス設置工 【略】</p> <p>1-7 分電盤設置工                      (1) 適用範囲 【略】                      (2) 施工概要                      施工フロー                      【施工フロー省略】</p> <p>*1は、「<u>土地改良工事標準歩掛（土木工事）</u>」による。</p> <p>*2【略】</p> <p>(3) 標準歩掛 【略】</p> <p>1-7-1 自立型分電盤取付 【略】</p> <p>1-7-2 分電盤取付 【略】</p> <p>1-8 引込柱設置工                      (1) 適用範囲 【略】                      (2) 施工概要                      施工フロー                      【施工フロー省略】</p> <p>*1は、根入れが満足しないなど補強する場合及び、鋼管ポールなどによるベースプレート式の場合とし、「<u>土地改良工事標準歩掛（土木工事）</u>」による。</p> <p>*2【略】</p> <p>*3【略】</p> <p>(3) 標準歩掛 【略】</p> <p>1-8-1 コンクリート柱建柱 ～ 1-8-4 引込設備据付 【略】</p> <p>1-9 通信線柱設置工                      (1) 適用範囲                      【略】                      (2) 施工概要                      施工フロー                      【施工フロー省略】</p> <p>*1【略】</p> <p>*2は、「<u>土地改良工事標準歩掛（土木工事）</u>」による。なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。</p> <p>*3【略】</p> <p>(3) 標準歩掛 【略】</p> <p>1-9-1 コンクリート柱建柱 ～ 1-12 接地設置工 【略】</p> <p>2 受変電設備工 【略】</p> <p>3 電源設備工 【略】</p> <p>4 照明設備工 【略】</p> <p>5 通信設備工（水管理設備工）【略】</p>	<p></p>